

椋山女学園大学・大学院 科目等履修生 出願案内

1 履修資格

次に該当する女子とします。

<学部> 大学学則第9条に規定する大学入学資格を有する者

<大学院> 大学院学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者

**【注意】 教員免許の取得を目指す方は、出願前にお電話又はメールでご連絡ください。
教員との面談が必要な場合や、履修制限がある場合があります。**

2 出願手続

2-1 出願書類

次の書類を一括し、所定の期日までに提出してください。

提出書類	新規申込	継続 ※1
(1) 科目等履修願（本学所定様式）	○	○
(2) 履歴書（写真添付のこと） （添付の用紙をご利用いただいても結構です。）	○	
(3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書 ※2	○	
(4) 最終学校の成績証明書 ※2	○	
(5) 健康診断書 ※3（発行日が出願日から起算して3ヶ月以内のもの） （添付の用紙をご利用いただいても結構です。）	○	
(6) 写真台帳（本学所定様式） （写真添付のこと。写真は縦4cm×横3cm、 出願前3ヶ月以内撮影、裏面に氏名記入のこと。）	○	
(7) 検定料	○	
(8) その他本学が必要とする書類 ※4		

（備考）

※1 <学部> 同一年度内において、前期から継続して後期の科目を出願する場合。

（前年度からの継続受講の場合、新規申込扱いとなります。）

<大学院> 前期から継続して後期の科目を出願する場合又は後期から継続して前期の科目を出願する場合。

（履修期間が1年に達し、さらに継続して履修を志願する場合、新規申込扱いとなります。）

※2 在学中の方は、在学している学校の在学証明書及び成績証明書を提出してください。ただし本学在学学生が出願する場合は在学証明書の提出は必要ありません。

※3 学校保健安全法により入学許可後の健康状況確認のために提出していただきます。検定の可否には使用しません。

※4 日本以外の国籍を有する方は、下記のものを出願してください。

① 「パスポート」のコピー（A4版の用紙で氏名、顔写真の記載があるページを提出してください。）

② 「在留カード」のコピー（両面）（A4版の用紙でそれぞれ150%に拡大したものを提出してください。）

③ 「住民票（外国人）」（居住地を定めてからの提出可）

2-2 出願方法

・ 出願書類は、すべて揃っていることを確認の上、「8 出願書類提出先・お問合せ先」に、郵送（簡易書留若しくはレターパックプラス）又は持参してください。

・ 検定料は、出願期間内に、次の振込先にお振り込みください（振込手数料は各自のご負担でお願いします）。

<振込先> 銀行名：三菱UFJ銀行
支店名：星ヶ丘支店
種別：普通
口座番号：0060316
口座名義：学校法人 椋山女学園
カナ：ガク) スギヤマジョガクエン

2-3 出願期間（出願書類の提出及び検定料の振込）

前期及び通年履修	（前年度） 2月1日～2月末日必着
後期履修	（当該年度） 8月1日～8月末日必着（夏季一斉休暇期間を除く。）

※前期科目・後期科目とも出願する場合は、一度の検定で完了します。

※出願締切日が土・日曜日の場合は、直前の金曜日を締切日とします（例：8/31が土曜日の場合は、8/30締切）。

※書類準備等の事由により、間に合わない場合は事前にご連絡ください。

3 検定

検定は、当該学部・研究科において、書類選考及び、必要に応じて面接選考により行うものとします。

4 学費等

(1) 履修を許可された者は、指定の期日までに、次の登録料及び履修料を納付しなければなりません。

学部	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料 30,000円 ・履修料 1単位につき 15,000円 ※別途資格課程履修費を徴収することがあります。 ※前期から継続して後期の科目を出願する場合、登録料は不要です。
大学院	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料 30,000円 ・履修料 1単位につき 15,000円 ※別途資格課程履修費を徴収することがあります。 ※前期から継続して後期の科目を出願する場合又は後期から継続して前期の科目を出願する場合、登録料は不要です。ただし1年の履修期間終了後、継続して履修を志願する場合は登録料が必要です。

(2) 学費等の納入については、履修許可通知とともに振込用紙等をお渡しします。

(3) 納付された履修料等は、一切返還いたしません。

5 履修期間

(1) 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された年度内（大学院の場合は1年以内）となります。

(2) 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとします。

6 履修の範囲

(1) 原則として講義科目に限ります。

(2) 履修科目は1科目及び数科目とします。ただし、大学院においては上限5科目とします。

(3) 教職課程に係る授業科目、学芸員、日本語教員、司書、司書教諭及び一級テキストアドバイザー資格取得に係る授業科目並びに建築士受験資格取得に係る授業科目を履修する場合は、この限りではありません。

7 その他

単位の認定及び施設使用等については、個別にご説明します。

8 出願書類提出先・お問合せ先

星が丘 キャンパス	生活科学研究科 現代マネジメント研究科 教育学研究科 生活科学部 外国語学部／国際コミュニケーション学部 情報社会学部／文化情報学部 現代マネジメント学部 教育学部 看護学部	椋山女学園大学 学務部教務課 〒464-8662 愛知県名古屋市千種区星が丘元町17-3 TEL 052-781-6466 / FAX 052-781-7030 E-mail: kyoumu@sugiyama-u.ac.jp
日進 キャンパス	人間関係学研究科 人間関係学部	椋山女学園大学 日進キャンパス事務課 教務係 〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地 TEL 0561-74-1186 / FAX 0561-73-4443 E-mail: n-kyoumu@sugiyama-u.ac.jp

椋山女学園大学長 殿

ふりがな

氏名

科目等履修願

このたび貴学において、下記のとおり履修したいので、履修を許可していただくようお願いいたします。

記

1 履修事由

2 履修期間 (いずれかに○印、年度を記入)

() 通年【4月始期】 < _____年度 前期 + 後期>

() 通年【9月始期】 < _____年度 後期 + _____年度 前期>

() 前期のみ < _____年度 前期>

() 後期のみ < _____年度 後期>

3 履修科目

履修科目名	単位数	担当教員名	曜日	時限	期別	確認印
計		科目	単位	修得希望		

受付印
<input type="checkbox"/> 振込確認

4 検定料

月 日振込 (予定)

以上

健康診断書

氏名		女	生年月日	年 月 日生	
身長		胸部レントゲン撮影 間接 No. _____ 直接 所見			
体重					
栄養状態					
脊柱の疾病及び異常の有無					
胸郭の疾病及び異常の有無					
視力	右 ()				
	左 ()				
聴力					
眼の疾病及び異常の有無					
耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無					
心臓の疾病及び異常の有無					
血圧					
検尿	糖				
	蛋白				

上記のとおり診断します。

年 月 日

印

椋山女学園大学科目等履修生規準

平成9年大規準第1号
平成9年3月7日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学学則(以下「学則」という。)第47条第2項及び椋山女学園大学履修証明プログラム規程(以下「規程」という。)第15条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者(以下「履修証明プログラム生」という。)を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は、学則第9条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第9に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修願(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該学部において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該教授会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を発行する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第10に定める登録料及び学則別表第12に定める履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目並びに学芸員、日本語教員、司書及び一級テクニカルアドバイザー資格取得に係る授業科目を履修する場合は、前項に定める履修料のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することがある。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から当該年度の前期又は後期の末日までとする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は、原則として、卒業研究、演習及び実験・実習を伴う授業を除き、1科目又は数科目とする。ただし、教職課程に係る授業科目、学芸員、日本語教員、司書、司書教諭及び一級テクニカルアドバイザー資格取得に係る授業科目並びに建築士受験資格取得に係る授業科目を履修する場合は、この限りではない。

2 履修証明プログラムに係る授業科目については、前項本文の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、学則第22条の定めるところによる。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は、定員外とする。

(雑則)

第14条 科目等履修生に関して、この規準に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(規準の改正)

第15条 この規準の改正は、各学部教授会の議を経て大学協議会に諮り学長が決定する。

附 則

この規準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年大規準第2号)

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年大規準第8号)

この規準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年大規準第3号)

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則(平成19年大規準第8号)

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年大規準第11号）

この規準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第16号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

<大学学則抜粋>

別表第9（第10条、第37条の2、第47条、第47条の2、第58条関係）

入学検定料等

（単位 円）

入 学 検 定 料	大学入試センター試験利用 による選抜に係る入学検定料	転学部・転学科に係る検定料
35,000	20,000	10,000
科 目 等 履 修 生 に 係 る 検 定 料	聴 講 生 に 係 る 検 定 料	研 究 生 に 係 る 検 定 料
10,000	10,000	10,000

備考

複数回の受験を志願する場合及びインターネットを利用して出願する場合は、入学検定料を減額することができる。

別表第10（第43条、第44条、第47条、第47条の2、第58条関係）

入学金及び登録料

（単位 円）

入 学 金			登 録 料		
新 入 学 生	転 入 学 生 及 び 編 入 学 生	再 入 学 生	科 目 等 履 修 生	聴 講 生	研 究 生
200,000	200,000	100,000	30,000	10,000	20,000

備考

同一年度に複数の学部で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。

別表第12（第47条、第47条の2、第58条関係）

履修料、聴講料及び研究料

（単位 円）

履修料（1単位につき）	聴講料（1科目につき）	研究料（年額）
15,000	10,000	60,000

生活科学部の研究生については、管理栄養学科は年額52,000円、生活環境デザイン学科は年額35,000円の実験実習費を別途徴収する。

椋山女学園大学大学院科目等履修生規準

平成11年大規準第9号
平成11年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(以下「学則」という。)第29条第1項及び椋山女学園大学大学院履修証明プログラム規程(以下「規程」という。)第16条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者(以下「履修証明プログラム生」という。)を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修願(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を発行する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第4に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目を履修する場合は、前項のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することがある。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表第1及び第2に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

3 履修証明プログラム生の履修期間は、第1項の規定にかかわらず、履修を許可された日から原則として連続した2年以内とする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は、次のとおりとする。

(1) 原則として講義科目に限るものとする。

(2) 上限5科目とする。

2 教職課程に係る授業科目については、前項の規定にかかわらず、履修することができる。

3 履修証明プログラムに係る授業科目については、第1項の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、当該研究科委員会で行う。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は、定員外とする。

(雑則)

第14条 この規準に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年大規準第14号)

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年大規準第2号)

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則(平成19年大規準第8号)

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成25年大規準第10号)

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第13号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する

<大学院学則抜粋>

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 相山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、相山女学園大学又は相山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 相山女学園大学大学院修士課程を修了した者が相山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研究科	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000
人間関係学研究科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教育学研究科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研究科	年次	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料及び履修料 (単位 円)

研究料(年額)	履修料(1単位につき)	聴講料(1科目につき)
60,000	15,000	10,000